

## 平成 29 年第 5 回中津川市議会（定例会） 追加提出予定議案

本日、平成 29 年第 5 回中津川市議会（定例会）に、条例 1 件、補正予算 8 件、合計 9 件の議案を追加提出します。

### （条 例）

#### 1、中津川市職員の給与に関する条例及び中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

人事院勧告に基づき、平成 29 年度における民間給与との較差等に基づく給与改定を行うため、及び時間外勤務手当の算定方法を労働基準法に準拠するため、改正する。

##### ①中津川市職員の給与に関する条例の一部改正

###### （1）人事院勧告に基づく給与改定によるもの

（一）給料表を改正する。（平均 0.2% の引上げ）

（二）職員のボーナスのうち、勤勉手当を年 0.10 月分引き上げる。

区分	勤勉手当			期末手当 (改正なし)
	現行	H29.12月改正	H30.4月以降	
6月期	0.85月	0.85月	<b>0.90月</b>	1.225月
12月期	0.85月	<b>0.95月</b>	<b>0.90月</b>	1.375月
合計	1.70月	<b>1.80月</b>	<b>1.80月</b>	2.60月

###### （2）時間外手当の算定方法を、国家公務員準拠から労働基準法準拠へ見直すもの

（一）時間単価の基礎となる給料月額に、初任給調整手当、特殊勤務手当を加える。

（二）時間単価の算定式の年間労働時間（2,015 時間）を、祝日と年末年始を除いた時間数（約 1,890 時間）とする。

##### ②中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

（1）特定任期付職員（高度な専門知識を有する者）の給料表を改正し、1・2号給について月額 1,000 円引き上げる。

（2）特定任期付職員のボーナス（期末手当）を年間 0.05 月分引き上げ、3.30 月分とする。

※ 対象職員なし。一般任期付職員等は、職員の給料、ボーナスの例による。

##### ③施行期日

・公布の日（平成 28 年 1 月 1 日から適用する。）

時間外手当算定の改定（基礎月額）

・公布の日（平成 29 年 4 月 1 日から適用する。）

給料表の改定、期末勤勉手当の改定（H29 年度分）

・平成 30 年 4 月 1 日

期末勤勉手当の改定（H30 年度以降分）、時間外手当算定の改定（時間数）

※ 今回、特別職と議員の給料表の改定は見送ります。

(補正予算)

- 1、平成29年度中津川市一般会計補正予算
- 2、       "               国民健康保険事業会計補正予算
- 3、       "               下水道事業会計補正予算
- 4、       "               農業集落排水事業会計補正予算
- 5、       "               特定環境保全公共下水道事業会計補正予算
- 6、       "               介護保険事業会計補正予算
- 7、       "               水道事業会計補正予算
- 8、       "               病院事業会計補正予算

お問い合わせ先

総務部 行政管理課 文書行政係 担当者：葛西 将光

電話：0573-66-1111（内線442） E-mail:gyousei@city.nakatsugawa.lg.jp